

# 事業承継の相続税、贈与税が 全額猶予、専門家へ相談は今

## 税理士法人プロネット

事業承継税制が平成30年度改正で大いに要件が緩和され、より効果的になった（特例事業承継制度）。事業承継の際は贈与税、相続税が高額になるケースが多い。その贈与税、相続税についての納税猶予が規定された事業承継税制だったが従来は規制が厳しく制度利用が進まなかった。

今回改正された新制度では、対象の株式数上限が撤廃されたほか、相続税の納税猶予割合が80%から100%に拡大、また、従来の雇用維持要件を満たさなくても一定の手続きにより納税猶予が継続されることになった。ただ、新制度は令和9年末まで10年間の限定措置のため、「効果的な制度だが時限措置なので今がチャンス。いち早く取り組んだ方がいい」（井上昭二税理士法人プロネット代表）

という。

適用を受けるには令和5年3月末までに認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて「特例承継計画」を都道府県庁に提出する必要がある。計画作成には1〜3カ月程度かかり、「経験値があるので事業承継税制に慣れている機関から助言をもらう方が望ましい」（井上代表）そうだ。その点、認定経営革新等支援機関の税理士法人プロネットは内部に専門部署を設け、2003年以降、事業承継に関する相談件数は数百件にのぼる。井上代表は「プロのアドバイスを受けて、事業承継税制の納税猶予を活用することで本業や人材育成にエネルギーを使える。自社株対策はタイミングを失うと後に対応しにくい。承継を受ける人こそ専門家に相談してみてもどうか」と語る。

相続税、贈与税が100%納税猶予に

## 事業承継税制が、大幅要件緩和でより効果的に

(特例事業承継制度)

主な改正点

	改正前	改正後
対象株式数	議決権総数の3分の2まで	上限を撤廃、全株式を対象に
相続税の納税猶予割合	80%	100%に拡大
適用となる自社株式の承継	先代経営者からの承継のみ	複数の株主からの承継も可能に
後継者	一人のみ	最大3人まで
雇用維持要件	5年間で平均8割以上の雇用の維持が必要	一定の手続きにより8割を下回る場合も納税猶予継続

令和9年12月31日までの限定措置

早めの対策を

令和5年3月31日までに「特例承継計画」要提出

※認定経営革新等支援機関の指導・助言が必要

長年の経験・ノウハウ有り

認定経営革新等支援機構のひとつ、**税理士法人プロネットは、**専門部署を設け、これまでに**事業承継に関する相談件数2003年以降で数百件**